

平成27年度

福島県環境影響評価審査会議事録

(平成28年2月5日)

1 会議の名称

平成27年度第7回福島県環境影響評価審査会

2 日時

平成28年2月5日（金） 午後2時開会 午後4時閉会

3 場所

ふくしま中町会館6階 特別会議室

4 議事

- (1) 新ごみ焼却施設整備事業に係る環境影響評価方法書に対する知事意見に係る答申(案)について
- (2) 糠塚地区産業廃棄物最終処分場事業に係る環境影響評価方法書について
- (3) (仮称)福島阿武隈風力発電構想計画段階環境配慮書について
- (4) (仮称)福島沿岸部風力発電構想計画段階環境配慮書について

5 出席者等

- (1) 環境影響評価審査会 10名
- (2) 事務局 5名
- (3) 傍聴者 20名

6 議事内容

- (1) 新ごみ焼却施設整備事業に係る環境影響評価方法書に対する知事意見に係る答申(案)について
審査会委員等からの意見を踏まえて作成した知事意見に係る答申案について、事務局から説明し、特に意見なく了承された。
- (2) 糠塚地区産業廃棄物最終処分場事業に係る環境影響評価方法書について
事業者から、同方法書の概要説明及び事前に審査会委員から出された意見に対する回答概要説明がなされた後、質疑応答が行われた。

【専門委員】

管理型最終処分場のプロセスについては、全国で事例も多く、既存文献、それから皆様方の周囲の状況なども調査し、ほとんどの知見を習得されていると思うが、先ほど伺うと事業者の方は今まで経験がなかったと話されていました。実際の事業はこれが初めてですか。再確認します。

それから、これは方法書ですから、これから実際の評価によっていろいろなことがわかってくると思いますが、例えば、流入水のBODとCODの記述ですが、この事業では生ごみはないですね。この値のBODだと生ごみを投入している

としか見えないので、再確認していただきたいです。

【議長】

BOD と窒素のバランスによって硝化・脱窒方法については全部決まってしまう。有機物、COD の除去についても同様です。いろいろな最終処分場を調べても、BOD と窒素の比率が 3 以上だとメタノール添加などは不要なのですが、一般的にはその比率が 1 以下という事例がかなり多い。これは埋立浸出水の場合です。したがって、専門委員の事前質問への事業者回答によると、「本埋立地における浸出水の水質は、既存文献を参考とし、BOD 1000mg/L, COD 450mg/L, SS 400mg/L, T-N 250mg/L と想定し～」というように設計しますとありますが、かなり違うはずですから、よく調べた方がよいと思います。処理フローの問題もこれでよいものかどうかも含めてです。

【専門委員】

数十年前の焼却もせず生ごみを埋め立てる処分方式なら、この値はあり得ると思いますが、ここ 20～30 年ではこんなことはしていません。生ごみを焼却すると BOD の値は 0 になります。COD と窒素の値はこのようなものだと思いますが、最終処分場の運営経験がないと話されていたので、心配になりました。

【議長】

焼却灰等が入ると様子が違ってきます。昔は埋立地というのは生ごみを埋める量かなり多かったのですが、ある時から焼却処理を行うようになりました。焼却すると全然違います。その点について御回答をお願いします。

【事業者】

現時点で想定していたことにつきましては、既存文献のものがほぼ中心となっており、焼却灰が多い状態とか、生ごみが多い状態、そういったものも文献値では入っている部分もあったと思いますので、水処理施設の設計等については、専門の設計会社などとも相談し、十分に考慮しながら設計を行って、今後計画していきたいと思います。

【専門委員】

是非そういうところを注意してください。

【議長】

かなり実績を持ったところでないとわからないと思います。C-N のバランスが悪く、COD が下がらないし、そして環境基準とか排水基準など規制がかなりあるわけです。そうするとものすごい費用を使ったシステムにしないと出来上がらない。それをいかに効率的に安価なシステムにするかは大きな課題であり、しっかり調べてください。

【専門委員】

事前質問に対して、トラックスケールで放射性物質の測定を検討すると書い

ているのですが、汚泥とか焼却灰も運び込まれるということですよ。

【事業者】

そうです。

【専門委員】

そうすると、低濃度のものがかなり運び込まれます。もし放射性物質が付着している場合には、そこでかなり濃縮される場合がありますので、そのところをどう考えるか、ある程度測定するとか、その点はどうなっていますか。トラックスケールで、動いているトラックを測定するのかと思います。このレベルで引っかかるものはなかなか出てこないと思います。

【事業者】

このことも経験不足で、我々が関わったところでは、トラックスケールでやっているという話があり、このような回答をしたのですが、福島県内の情報を収集してそれに対応した規制とか測定を考えたいと思います。

【専門委員】

環境省の方でも、そういう下水汚泥とか濃縮したものなど10万Bq/kgを超えるものは、これから管理型最終処分場とか仮置き場に運ぶということになっていきますので、そのへんの仕分けがしっかりされないと、あとから放射能汚染とかがわかったりしたら問題になりますので、十分注意を払ってください。大事なことだと思います。

【議長】

環境省のいろいろな取り組みがあるのですが、キログラムあたり100Bqじゃないといけないとか8000Bqを起点としてどうするかとか、井上先生の言う通り10万Bqの場合どうするかとか、いろいろな議論があります。どの規模までどのレベルまでというところをしっかりと決めないと、無限大に除染作業を行わなくてはならなくなり、いくら資金があっても足りない。除染の問題のところは、規制基準というものが8000Bq/kgをベースにして埋立処分がいろいろなところまでできるのかどうか、それ以上はどうするのか、もっと濃縮したものはどういった形で保管するのかなどは、だいたい環境省の基準が決まっています。そういった点も含めまして、今回の埋立処分場に入ってくる廃棄物で当然放射線量が高いものはないと思いますが、やはりそれなりのモニタリングを行い、的確に測定して問題がないというようにしないと、埋立処分場で放射能汚染が出たとかいろいろな問題が起きると皆様方も嫌だと思えますから、モニタリング体制をしっかりとやられて、井上先生がおっしゃられたところを適切に、住民同意も含めた上で、視野に入れて行くと安全だと思います。

【委員】

業務実績はまだないとおっしゃっていたのですが、地域住民への説明は15

年前からやっていたということは、この計画は15年前からあったということですか。15年前からどのような説明をしてきたのか教えてください。

【事業者】

この事業は、15年前に計画し、郡山市役所の清掃課と協議したところ、地元の方のコンセンサスを先に得るようという指導があり、それで住民説明や同意取得等が15年前から始まったということです。この度市役所から了解が得られましたので、環境アセスメントに入るということになりました。

【委員】

それでは基本的に地元の方の同意は得ていらっしゃるという認識でよろしいですね。

【事業者】

地域住民の3分の2以上の同意は得ています。

【委員】

「管理者の意向により公民館で説明会の開催が出来なかったことから、比較的離れた場所での開催とした。」と説明がありましたが、管理者とは、公民館の管理者ですか、それとも別の何かの管理者ですか。

【事業者】

公民館を管理している方です。

【委員】

公民館の方はあまり良い印象をもっていないということですか。

【事業者】

前々から話はしていたのですが、公民館を使うことは遠慮してくださいということになりました。

【議長】

埋立処分地がすごく不足してきて問題だというのは各自治体で言われていることです。15年前からそういったことも視野に入れてやられていたのだと思うのですが、了解が得られたとしても市役所の大変な判断があるかと思います。そういった中進められてきたものだとしますと、埋立処分場が今極めて不足していてそれをどうするという大きな問題がありますから、これがうまく出来る形で取り組んでいく必要があるかと思いますが、いろいろな先生からの御意見も含めてやっていくことが大事だと思います。

【委員】

植生の改変面積がどのくらいか質問しましたが、まだ計画が未成熟なので後で報告するということですが、方法書の p3-1-37 に植生図があり、これは相当古いものだと思います。開発されていなければこの通りで、対象事業実施区域のほとんどがカスミザクラ-コナラ群落ということになっています。従いまして、

こういう樹林があつて、それを伐採するということになると思いますが、福島県のこの辺の里山ですと、方法書の希少鳥類のところにも書いてありますが、〇〇〇〇という日本特産種の絶滅危惧Ⅱ類がいる可能性があるので注意する必要があると思います。この鳥は春先に渡ってきてほんの1～2週間しか雄が鳴きませんので、非常に見つけにくいので、その時期を逃さないよう調査する必要があります。

それに関連しまして、事業実施区域内の調整池の水は、資料の文章を読み取ると北側の谷田川に排水するとありますが、それでよろしいですか。

【事業者】

調整池につきましては、北側の谷田川の方に放流する計画です。

【委員】

この調整池に溜る水は表面水でよろしいですね。

【事業者】

そういうことになります。

【委員】

〇〇〇〇と関連することですが、せつかく調整池を作られるのであれば、周囲の森林は残るようですから、例えばここをビオトープにするなど、この埋立地の設置で失われた生物多様性をここで代償措置するという事で豊かにする、そういった計画も考えてもらいたい。

【事業者】

ビオトープ化も含めましてそういった配慮をしながら計画の方を進めて参りたいです。調査結果を踏まえ、代償措置を含めた環境配慮を検討していきたいと思えます。

【議長】

調整池の問題については浸出水の処理等との関連があると思えます。これは高度処理するのが普通の方法で、処理した後の水が、自然に還元されるわけですから、十分に調べますということは、原水の水質はどんなのかも含めた処理水質との関係も重要かと思えます。それともう一点、事業場系排水や下水処理水が生態系にどう影響を及ぼすかが重要です。水生生物も含めて、WET法という生物応答試験という新しい方法がアメリカでも開発されて、そういった方法を使って、いろんな各種排水が処理された後の水が生態系に影響するのかどうかというような判断基準がありますので、そういったことも含めて勉強した方がよい。特に埋立地の浸出水の処理水の環境生態系への影響というのは、下水処理水等に比べたら当然高度処理しないと大きくなるということが言えると思えますから、そういった広い意味で、環境影響評価という観点で勉強されたらどうでしょうかということです。

【委員】

今回の計画は大きな土地改変を伴いますし、切土盛土の境等の安定性も心配されますから、土壌等に関するところは慎重にやっていただきたいと思っております。方法書で「土壌に係る環境その他の環境」の「地形及び地質」の項目は選定しないとなっていて、資料がないから今回選定しないということとしているのですが、これでよろしいのか、見解をいただきたいです。

【事業者】

土壌に係る環境についてですが、最終処分場事業の影響評価の項目の選定理由として、環境要素の区分の重要な地形及び地質に該当することになっております。重要な地形及び地質については、現時点で既存資料等での確認の報告がされていないことから選定しないという内容になっています。切土盛土など、土壌の動きがあるとかそういったことについては現時点の方法書の環境影響評価項目として選定されていませんので、今回表面土壌のセシウム等も併せまして、そういった土壌の動きに考慮しながら現時点での、例えば土壌の環境状況だったりということについては、環境影響評価の項目の1つとして選定して調査を行っていきたいと思っております。

【議長】

委員からの事前質問で、「事業を続けていくとすれば浸出水の塩分濃度が高くなると思う」とありますが、塩分も既存データも含めて調べておいてください。し尿というのは、し尿処理場で当然処理されていたのですが、従来希釈水として淡水ではなくて海水を使っていた時期がかなり長く、海水の塩素イオン濃度というのは19,300mg/L、これが標準です。この濃度であれば、海水活性汚泥は全然問題ありません、しっかり処理できます。しかし、埋立処分場浸出水のように、循環したり濃縮されるとどのくらいの濃度になるのかは十分に検討してください。塩素イオン濃度が海水と同じぐらいだったら全く問題なく処理できるということは実験によりわかっています。それ以上の何倍になったときにどうなるのかということについて、事業者見解では電気透析法とか逆浸透法とかいろいろ書いてありますが、これらはまともにやるとものすごいコストになります。そのあたりのところもしっかり調べた上で、例えば電気透析法とかそのようなことをするところは、最後のところのオプションのような形にするなど、巨額の費用と時間がかかりますから、管理の面とコストの評価の面も含めたシステム設計というのを的確に行うとよろしいのではないのでしょうか。

(3) (仮称) 福島阿武隈風力発電構想計画段階環境配慮書について

(4) (仮称) 福島沿岸部風力発電構想計画段階環境配慮書について

(3)、(4)については内容の大半が重複しているため、同時に審議した。

事業者から、配慮書の概要の説明及び事前に審査会委員から出された意見に対する回答がなされた後、質疑応答が行われた。

【委員】

この事業は県で予算措置されていると思うのですが、ということは県議会を通過しているということですね。ただ個別の住民への説明は全部にはされていないと思いますけど、ある程度該当地域の住民あるいは市町村はもう知っているということでしょうか。

【事業者】

今年度、風況調査について予算がついています。来年度以降については、事業者を公募することとしていますが、その予算を確保しているところです。周辺の市町村には県及び事業者と共に説明に回っています。当然配慮書の縦覧に供することが必要となりますので、そういったことを通じまして事業の内容について説明しています。

【委員】

この配慮書は縦覧が開始されたばかりですね。住民説明会もこれからということですか。

【事業者】

配慮書段階では住民説明会を行う予定はなく、今後場所だとか環境影響調査の結果がある程度固まってきたら開催することを想定しております。

【委員】

先ほどの説明では、風況調査を始めて、環境影響の少ないところから順番に事業を進めていくとおっしゃっていましたが、民間事業者3社がそれぞれどこかの区画で事業を行うと思うのですが、一つの区画で民間事業者が一緒にはやらないのですよね。

【事業者】

事業者の公募はこれからで、それによってまた変わっていくのかと思いますが、3社一緒にやるというイメージよりは場所を分けてやっています。

【委員】

この審査会で配慮書について審査を進めていくとすると、ものすごく広い、全部で55,000haと13,500haの範囲を、一括して全部ここで承認して、あとは1つの事業であるとして、個々の事業者がある場所で始める個々の事業については審査しないで、全部一発でやるということになりますよね。そういうことでしょうか。

【事業者】

今回配慮書の段階では非常に広いエリアを設定させていただきました。とい

うのは先ほど申し上げましたとおり、今後重複した調査等が行われないようなことを想定しています。今後さらなる手続き、方法書、準備書、評価書の手続きではより具体的な場所、具体的な事業者を選定しまして改めて審査していただくことを考えています。

【委員】

全部が揃わないと審査できませんよね。1個ずつ個別の、阿武隈山系 A ブロックの1の審査ですとか、という風にはなるのですか、ならないのですか。

【事業者】

現在県が代表として広い地域を一体的に配慮書の手続きをさせていただいていますが、繰り返しになってしまいますが、今後さらなる手続きを進めるにあたっては、具体的な地域を限定しまして、また具体的な事業者を置きまして、改めて審査していただくことになるかと思えます。

【委員】

ということは出てきた順に個別に審査していくということですね。

【議長】

資料を見ますと阿武隈の方がトータル基数で200基、沿岸部が150基ですよ。事業者に公募をかけるときに、切り分けられると思いますが、一括で200基というのはものすごい大きな会社でないと難しいと思いますが、どのような計画なのですか。

【事業者】

基数が200基とか150基とかものすごい大きな数になっていますが、この長方形ないしは沿岸部の広い地域を全て埋め尽くした場合の基数であり、ここから風況調査の結果ですとか、環境保全上配慮しなければならない地域とかを考慮して、実際に公募する場合は、エリアをかなり絞り込んで公募することになると考えています。

【議長】

風力発電事業のアセスについていろいろ調べていたのですが、秋田県の風力発電事業に対する環境大臣意見で、ブレードの塗装による渡り鳥への配慮等、いろいろな意見が出ていましたけれど、かなりの基数になってくると、環境影響を評価するとき、面積的に鳥の問題とかいろいろ問題が拡大していくと思いますが、由井先生、どうでしょうか。

【委員】

同じ方法でやるのであれば、機種や配置や規模など、ある程度類型化というか、同じように審査できると思います。ただ場所によって違いますからそれはデータによって評価しなければならないと思います。この配慮書に全体の年次計画は入っていないので、まず全体の年次計画があつて、それから予算にも限

度があるわけですから、例えば、国から来る予算に沿った計画の中で、具体化したところから順番にやるとして、その団地ごとに審査するようにするとか、全体の大枠でそうしないといけないのではないかと思います。

【議長】

国の補助や、自己資金を投入してやってきていますよね。例えば、阿武隈の200基、沿岸部の150基にどのくらいの規模の補助金を見込んでいますか。例えば、沿岸部150基であればトータルの予算がどのくらいになるのですか。

【事業者】

正確には不明ですが、1基あたり数億円となっておりますので、これが全て建つだけの予算は現実的でないと思っております。ですから、最大の基数を示させていただきますいておりますが、かなり本数は絞り込まれるものと考えています。

【議長】

例えば150基で1基5億円とすると、それだけで750億円になりますよね、いくら復興予算があると言ってもいつまでも予算が続くはずもないと思います。例えば、東京ガスとか丸紅とかいろいろな企業が参画していますが、こういった点を含めて当然両方で出し合うとか補助率の問題とかいろいろあるかと思いますが、例えば、国からくるのが何円を想定していて、それでまかなうとどのくらいの基数になって、年次計画とか、プラスアルファで東京ガスなどのいろいろなところから資金投入があるとどうなるかとか、そういった青写真を作られた方がよいと思います。

【事業者】

今現在の国の予算措置では、設備に関しては10分の1ないしは10分の2の補助になっています。それ以外については事業者負担となります。ただどうしても上限がありますので、10分の2といってもそれを全て出せるというわけではないので、予算の範囲内で、後は事業者の判断で今後設置を進めていくことになると思いますが、いずれにしても150基とか200基は現実的に難しいと考えております。

【議長】

補助金はあまり高くないですね。10～20%ですね。後は全部自己負担なので、結構低い補助率なのではないでしょうか。

【委員】

今朝のニュースで、地方創生のために、政府が県の交付税を平成28年度から需要度の高い交付税を創設すると言っています。でも今頂いている10%、20%を貰っているとそっちはだめですよとか、そうなるのだと思うのですが、ただ切れたらそれを使えばいいかもしれないですね。長期計画がないとこちらでの審査の枠組みも決まらないと思います。もうひとつは先ほどの送電系統連携

で既存のものを今使っていないのは沢山あるとおっしゃっていましたが、例えば、もう5年か10年経てば、送電線で流さないでその場所で水を分解して水素を使って燃料電池にして、カセットでポンとはめるなど、そういう風になっているかと思います。だからもう少し近代的な発想も必要じゃないかと思います。

【議長】

NEDOの風況調査のデータについてです。私も環境省の予算をとりまして、汚水処理の浄化槽を太陽光・風力発電で動かすというプロジェクトを3年間実施しました。それをつくばの霞ヶ浦のすぐ近くの国立環境研究所のバイオエコエンジニア研究施設で試験したのですが、NEDOの風況調査データを基にして、これでいけると思ったら、全く風車が回らない。このため、太陽光と風力の両方で動かす試験をしました。太陽光発電が99%です。1%が風です。NEDOの風況調査データを色々調べながら実験したのですが、ちょっと場所が違うだけで風の吹き方が全く違います。どこまで風況データをとるかと言ったら、場所が少し違うともものすごく変わりますから、そういった点も含めて、うまくデータ解析された方が良いでしょうと思います。

【専門委員】

放射線の観点で聞きたいのですが、帰還困難区域と居住制限区域に風力発電所を作るということです。事業を起こすためには、その施設の道路とか、それから建てる場所の整備が必要です。当然森林の伐採とかがあります。そうすると除染の問題が当然出てきます。それからそこに道路ができてアクセスすると一般の方たちも当然そこに行くということになります。そうすると道路からある程度の範囲も除染しなくてはならなくなります。環境省は、山林はこういうA、B、Cの3グレードに分けてですね、おそらくここはCグレードになるようなところだと思いますが、そうすると除染しません。事業に伴う除染費用と、さらに伐採すると、かなりこの線量の高いところに伐採木とか、それから下のリター層というのが出てきます。そうすると当然焼却ということになりますが、その辺を考えると、ただ福島再生事務所に相談して、資金はあげますからどうぞおやりください、という風になるとは、思えません。その辺りをしっかりと詰めるべきだと思います。

【事業者】

今回非常に特色のあるところはこういった帰還困難区域等をエリアの対象とするのが全国の他所にない事例です。それで我々も色々手続きというのも順調に進めたいと考えており、環境省や内閣府、関係省庁と相談しながら、また、地元自治体と調整しながら、現在風況調査、風況ポールの設置などを実際に進めているところです。今後実際に建築工事などを進めていく段階では、線量の管理や、伐採木、土砂の管理などが重要になってくると思います。それは当然、

慎重に関係機関と相談しながら進めていきたいと思えます。場合によってはなかなか難しいという地域も出てくるのではないかと考えていますが、そういったところは当然避けて事業を進めていきたいと考えています。

【議長】

茨城県で、筑波山という有名な山があります。そこがものすごく環境破壊されて大きな問題になっています。それは、太陽光発電所、メガソーラーを作るということで、開発事業者が住民同意を得ずに区域内の木を全部切ったものだから、今大変な問題になっています。福島県のように環境影響評価をしっかりとやれば何の問題もないのですが、おそらく条例の中で、太陽光発電設備の設置、メガソーラーを作る時に、除外になっているケースという場合と、もう一点、電気事業法というのがあります、その法の中でやっているなら除外されるなど、そういった考え方があるということです。多分茨城県がそういうことで除外されているのではないかと思います。それで木がものすごく切られて環境破壊となるなど、筑波山で大変な問題になっているのがメガソーラーなのです。こういった審査会の中でしっかりと審議している福島県は大丈夫だろうと思ひまして、そういった意味で今いろいろご回答いただきましたけれども、本日議論されたようなことを土台にして、しっかりとこの風力発電が適正な形で進むようにしてください。

それと先生がおっしゃった除染の問題ですが、木を切ると必ず木のところには放射性物質がたまっています。そういった点も含めて検討していただき事業を進められるとよろしいかと思います。

【専門委員】

今日の段階では、風車の設置基数が最大限全体としてこれだけあって、環境配慮が十分なされるという、県の立場をしっかりとお話ししているのですから、私はそれを信頼したいと思えます。あとの細かいところは、それぞれの事業は競争入札になるのでしょうか、小分けしてやるのでしょうか、それはその時の段階で、一つ一つ審査していけばよいでしょう。福島県は最大限この程度のところで環境配慮を十分に行う、そういう中で、気をつけなければならないのが復興の問題と重なるわけです。両方とも環境に配慮しなければならないのですが、そこをどうされていくのかということは、しっかりと考えていかないといけない。そういうところが大事ではないのでしょうか。県の幹部の方がおられるのだから、それは信じたいと思えます。

【事業者】

そこが今回県が事業者として入っている趣旨であり、やはり再生可能エネルギーを通じて避難区域等の復興をはかっていきたいというのが思いとしてあります。その一方で、今回放射線量が高い地域が含まれる範囲にあることや、あ

と阿武隈、浜通りは自然の豊かなところであって、それが今までの風力発電のように事業者の都合で開発されていくことを防ぎたいということで県が関わっているというのがひとつであります。

先ほど信頼して頂くということがありましたが、我々は補助金を出すにあたって補助要件として、地元の合意が得られていること、ということも位置付けています。したがって、例えば、ある自治体でこういった開発について反対という意見があれば補助金を当然執行することは難しくなりますし、そのエリアを外したかたちで事業を進めるということになりますので、そういった意味でもこういった審査会とか補助金といったところで二重にフィルターをかけられる、という風に考えております。

【議長】

全体構想でしっかり青写真を作っておいて、そして具体論とするとまた変わります。その過程でいろんな外部条件とかが変わってくる場合もありますので、今日のお話と、これを前提としたかたちでどういう青写真で進める予定かをお話しされたわけですから、細部に切り込んでいくときに、またどのような形があるかということも配分に入れて、さらなる青写真を作るとやりやすくなるのではないかと思います。

【委員】

今回は県の方が中に入って事業者が単独でやるようなことがあまりないようというのでこのような計画を立案されたということですが、今後福島県はこの手法で他のエリアも増やしていくということはあり得るのでしょうか。それとも今回の2案件がまず先駆けであるということでしょうか。

【事業者】

できれば全県域を対象にして他の地域にもこういった仕組みでやっていきたいと考えていますが、現時点では、送電線の問題などがありまして、他の地域ではまだ目途が立っていない状況です。ただそういった問題が解消されれば、県が中に入ってやっていくような形で進めていきたいと考えています。

【委員】

同じ事業者が再生可能エネルギーの案件を他のエリアで、今後も出してくるということはある得て、それに県が特に関与していないということは当然あり得るのですか。

【事業者】

そういった事業者が主体で行う風力発電も当然今後出てくるかと思えます。

【委員】

沿岸部風力発電構想では洋上風力もあり得るのでしょうか。

【事業者】

今回は陸上だけを想定しています。

【議長(稲森会長)】

以前もこの審査会で洋上風力発電の審査がありましたが、福島県で洋上風力発電はどのくらい進んでいますか。

【事業者】

二号機が昨年度末に運転開始いたしまして、今年度は新しく三号機の準備を進めているところでございます。担当課がまた別なので詳しいお答えは出来ないので、事業化にあたってまだ時間がかかるという風に聞いております。

【議長】

国立研究所に洋上発電を研究している先生もいて、今後重要だということで特に鳥の問題、あと魚の住処の問題、食物連鎖の問題、そういうのが大事だというのはここでも審議しましたから、今回陸上だけということですが、そういった点も含めて今後ご尽力下さい。

議論も出尽くしたということで福島県が主導するということで信頼して私どもはお任せし、更なるよい形の青写真の中でやっていただけたらと思います。

(4) その他

ア 今後の予定について

各事業における環境影響評価の手続きの今後の予定について、事務局から説明を行った。

イ 配慮書の審議について

配慮書に対する答申案の審議方針について、審査会の日程調整が非常に難しい場合は、書面により行うことが承認された。